

## 弁護士無料法律相談会

申込・問合先 福祉課 ☎35-3139  
広報ID 1004899

**対象** 市内在住の方  
**期日** 平成29年1月17日(火)  
**時間** 午後1時～4時  
**場所** 市役所(花岡町2)  
**定員** 9人(超えた場合は抽選)  
**申込方法** 平成29年1月10日(火)までに  
**TEL**

## 犯罪被害者相談会

問合先 ぎふ犯罪被害者支援センター  
☎0120-968-783

ぎふ犯罪被害者支援センターによる相談会が開催されます。秘密は厳守されます。  
**期日** 12月28日(水)  
**時間** 午前11時～午後3時まで  
**場所** 市役所(花岡町2)  
**当日受付** 市民活動推進課(本庁3階) 窓口へお越しください。  
※相談無料、事前申込不要です。

## ピラティス(セラバンド)講座

申込問合先 女性青少年会館  
☎32-0394 FAX35-2394  
Mail:info@takayama-home.jp

**対象** 市内在住・在勤の方  
**期日** 平成29年1月26日～3月30日までの毎週木曜日(全10回)  
**時間** 午後1時30分～2時30分  
**場所** 女性青少年会館(花里町1)  
**参加料** 1,300円  
**定員** 20人(超えた場合は抽選)  
**申込方法** 12月27日(火)までに来館・**TEL**・**FAX**・**MAIL**(講座名、氏名、住所、電話番号、生年月日を明記)

## 空き家空き地無料相談会

申込問合先 NPO愛岐空き家空き地再生サポート協会  
☎0120-43-8349  
Mail:info@aigi-akiya.jp

空き家・空き地に関するさまざまな相談を不動産や建築等の専門家が受け付け、解決のお手伝いができるよう今年度設立したNPO法人です。まずはお電話でお気軽にご相談ください。  
**対象** 空き家・空き地の所有者  
**期日** 平成29年1月7日(土)  
**時間** 午前9時30分～午後3時30分  
**場所** 飛騨地域地場産業振興センター(天満町5)  
**定員** 12組程度  
**内容** 空き家の管理、空き家・空き地の有効活用、権利・相続など  
**申込方法** 平成29年1月4日(木)までに**TEL**・**MAIL**(住所、氏名、電話番号、希望時間、相談概要を明記)

## ノロウイルス 食中毒注意報発令中!

岐阜県下にノロウイルス食中毒注意報が発令されています。

- ◆日頃から手洗いを徹底し、食品は十分に加熱しましょう。
- ◆腹痛・下痢・吐き気などの症状があるときは、食品を直接取り扱う作業はしないようにしましょう。
- ◆調理器具は十分に洗浄しましょう(塩素消毒が効果的です)。

問合先 健康推進課 ☎35-3160

## 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計などを回収します

**期間** 12月28日(水)まで  
**場所** 市薬剤師会加盟の調剤薬局、生活環境課(本庁2階)、資源リサイクルセンター、久々野クリーンセンター、各支所  
問合先 資源リサイクルセンター ☎35-1244

## 温泉保養施設・公衆浴場の入浴料助成

### 平成29年度 指定施設を募集

市では、65歳以上の方や障がい者を対象として、市が指定する温泉保養施設や公衆浴場の利用料金の一部を、1人年間20回まで助成しています。このほど、指定を希望される温泉保養施設や公衆浴場を公募します。すでに指定を受けている施設を含め、指定を希望される場合は、高年介護課まで申し込みください。  
利用者の心身のリフレッシュの場を広げるためにも、多くの対象施設の申し込みをお待ちしております。  
**募集要件** 応募できる施設の要件については、市**HP**掲載の募集要領をご覧ください。  
**申込方法** 高年介護課に募集要領と申込用紙を請求または市**HP**からダウンロードし、平成29年1月20日(金)まで  
申込・問合先 高年介護課 ☎35-3178  
広報ID 1000548  
にご提出ください(必着)。



## 図書館からのお知らせ

問合先 市図書館「煥章館」 ☎32-3096 FAX32-3098  
Mail:library@library.takayama.gifu.jp

### おはなし会クリスマススペシャル

**期日** 12月23日(金・祝)  
**時間** 午後2時～3時  
**場所** 市図書館「煥章館」(馬場町2)  
※入場無料、事前申込不要です。



## 市長や市議会議員が年賀状などの挨拶状を出すことは禁止されています

市長と市議会議員は、市内の方に対して、年賀状や寒中見舞い、喪中欠礼状などの挨拶状を出すこと、また年末年始まわりは、公職選挙法により禁止されています。

問合先 選挙管理委員会事務局 ☎35-3133  
広報ID 1007948

